

択して犯行を実行している。この一帯の地区では2～3m幅の歩道しかないのではないかということも考えられるものの、少なくとも幅3mほどの歩道では、不審者の接近を被害者は回避できない、ということは指摘しておかねばならない。

イ. 通学路片側の斜面による壁の形勢（回避行動の制限＝Point 2）

小学校側からみて左手側（以下、左手側）に注目する。

先に述べた様に、本通学路は山（丘）を縦に掘削する様にして造成されている。そのため、小学校側から見て左側が伸し上がる様に壁上の段差を形勢している。そのため、不審者の急な接近に対し、この左側に回避行動を取る空間的余裕が無かった（駆け上がらねばならない）ことが事件発生に寄与したと考えられる（写真4）。

また、この斜面状の段差には、事件当時、現在よりもさらに雑草が繁茂し、そのことも回避行動をより困難なものにしている（写真5）。写真にみる雑草は、半年前に事件再発防止のために草刈りが住民によってなされた後のものである。雑草は半年でこれだけ繁茂するということと、住民の間の事件に対する意識の風化が進行しているということを、この繁茂の中に見ることができる。

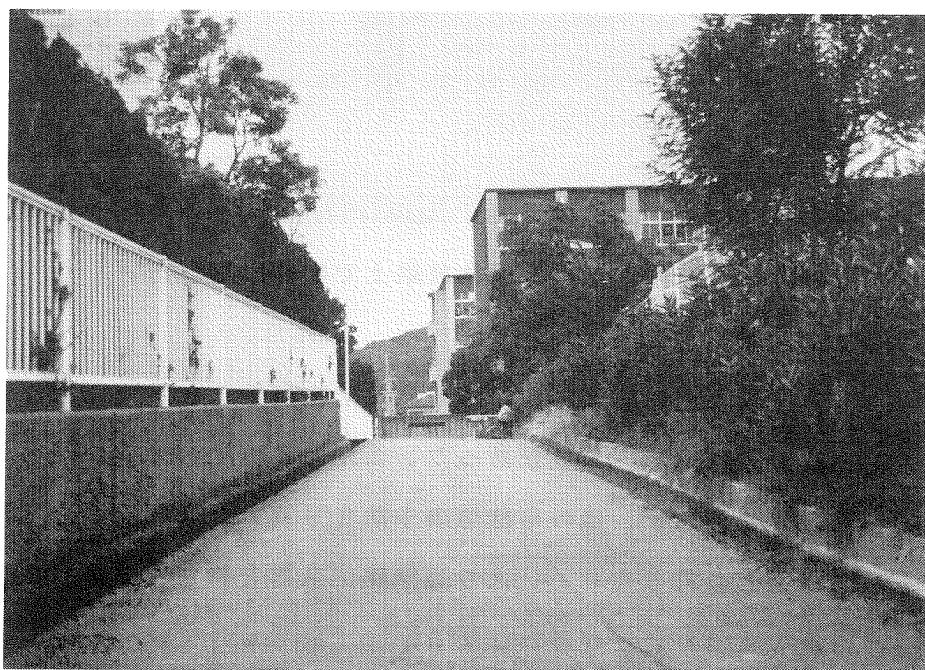


写真4　写真の右側。事件当時は、もっと茂っていた。



写真 5 事件現場、前面の雑草の茂り具合。団地からは、雑草のため全く見えなくなる。

こうしたおそらく最初の設計は意図しなかったであろう壁の形成を通して、最終的にうかがい知ることはできるのは、おそらく、最初に小学校と周辺の団地を作るという配置計画を立て、その後に通学路を設計するという地域設計の計画性の無さが、通学路の狭さや片側に壁（山の斜面）を造ってしまう問題な状態を産み出してしまった、と考えられる。

通学路には、壁状の物は造らない、もしそれが不可能なら、子供が十分な回避行動ができるだけの歩道分離した街路が、通学中の子供の自動車事故遭遇の危険性を回避するためにも、設計されねばならない。

ウ．団地街での住棟の配置位置の無計画さ（視線監視性の劣性＝Point 3）

本通学路の左手側住棟と通学路の間には、団地からの視線があることを感じさせないほどのスペースを持った駐車場が挟まって設けられている。

特に、事件当時は、先にも述べた様に、通学路と駐車場の境界には雑草が生い茂っていることもあり、団地と通学路の関係は、全く遮断